



国土交通省近畿地方整備局

Kinki Regional Development Bureau

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

近畿地方整備局 猪名川河川事務所	配布日時	平成30年12月19日 14時00分
資料配布		

件名	猪名川河川敷樹木の採取希望者を公募します。 ～ 樹木を無償で差し上げます～
----	---

概要	<p>国が管理している猪名川河川敷地の樹木を伐採・採取を希望する方（申請者）を公募します。</p> <p>【樹木採取場所】猪名川左岸河川敷地（伊丹市中村地先及び下河原地先）</p> <p>【募集期間】平成31年1月8日から1月21日まで</p> <p>【採取期間】平成31年2月18日から平成31年3月25日まで</p> <p>【樹木採取料（占用料）】無償にて提供</p> <p>【申込み方法】応募書類はホームページからダウンロードし、郵送又はFAXにより提出</p> <p>猪名川河川事務所ホームページ：http://www.kkr.ml.it.go.jp/inagawa/index.php</p>
----	--

取扱い	-
-----	---

配布場所	近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ 兵庫県政記者クラブ、阪神北県民局庁舎内記者室、 阪神南県民局庁舎内記者室、 豊中記者クラブ、川西市政記者クラブ、伊丹市政記者クラブ、 尼崎市政記者クラブ
------	---

問合せ先	国土交通省近畿地方整備局 猪名川河川事務所 副所長（技術） <small>はばぎし</small> 幅岸 <small>しゅういち</small> 修一 保全対策官 <small>おぐす</small> 尾楠 <small>まさき</small> 雅樹 電話 072-751-1111（代表）
------	---

猪名川河川敷樹木の採取希望者の公募について

1. 公募の趣旨

猪名川の河川内には多くの樹木が繁茂しています。これら樹木を放置すると樹林化が進行し、河川の巡視、点検の妨げとなることや、流出することにより堤防や護岸などの河川管理施設に損傷等を与える可能性があるなど、河川管理上問題があります。また、洪水で流木及び発砲スチロールやペットボトル等が大量に樹木に漂着し堆積するなど、河川維持管理や環境上の問題も生じています。

このため、近畿地方整備局猪名川河川事務所では、猪名川の河川敷地内の樹木の採取を希望する事業者や個人等を公募します。応募者の選定後、河川法第25条の規定による樹木の採取を行うものです。

2. 公募の概要

(1) 樹木採取の基本的な考え方

・伐採場所は猪名川左岸河川敷

(左岸：伊丹市中村地先 約 1.5ha、神崎川合流点からの距離約 6.7km)

(左岸：伊丹市下河原地先 約 0.5ha、神崎川合流点からの距離約 8km)

なお、詳細な場所、範囲については別添資料参照。

- ・伐採する樹木の種類は、雑木(ヤナギ等)です。
- ・伐採の際は根本から約 50cm の位置で切断し、根株については存置し、枝葉は現場より回収して搬出、適正に処分していただきます。
- ・野鳥や水生生物に配慮した伐採を行うため、野鳥の止まり木となる高木及び水生生物のための日陰となる川岸及び航空機進入灯付近の樹木は一部を伐採せず残します。

(2) 公募から採取まで

- ・採取希望者は、下記のホームページに掲載しています申込用紙に必要事項を記入のうえ、募集期間内に猪名川河川事務所担当者宛に郵送又はFAXにて提出してもらいます。

<http://www.kkr.mlit.go.jp/inagawa/index.php>

(猪名川河川事務所HP)

- ・応募受付期間は平成31年1月8日(火)～1月21日(月)
(郵送・FAXの場合平成31年1月21日必着)

- ・ 樹木採取者の選定にあたっては、採取に関する計画及び実施する工程等を総合的に評価し、採取者を選定します。
- ・ 樹木採取者は河川法 25 条の許可手続きを行い、採取期間の平成 31 年 2 月 18 日から平成 31 年 3 月 25 日まで採取を実施。

(3) 樹木採取料 (占用料)

河川法第 32 条の規定により河川法第 25 条の許可を受けた者が、兵庫県に徴収される樹木伐採の採取料(河川の流水占用料等の徴収等に関する条例) については、今回は徴収されません。

(4) 河川法の許可手続き

本公募の決定通知を受けた事業者や個人等は、速やかに関係書類を添えて猪名川河川事務所に河川法第 25 条の許可に基づく申請を行い、許可を受ける必要があります。

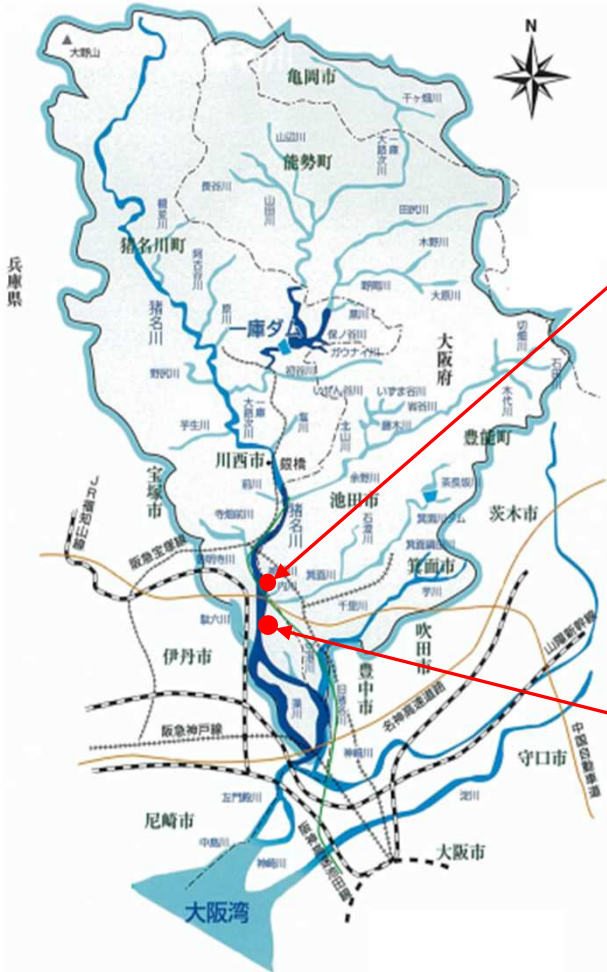
(5) 応募申込、問合せ先

- ・ 郵 送 〒 5 6 3 - 0 0 2 7 大阪府池田市上池田 2 - 2 - 3 9
- ・ 電 話 0 7 2 - 7 5 1 - 1 9 8 6
- ・ F A X 0 7 2 - 7 5 3 - 8 4 7 2
- ・ 担当者 : 近畿地方整備局猪名川河川事務所
工務課 維持係 宛

公募型樹木採取位置図

[猪名川流域図]

● 伐採場所



採取場所の状況

- 伊丹市下河原地先 約0.5ha
猪名川左岸 8.0k ~ 8.2k-100m



- 伊丹市中村地先 約1.5ha
猪名川左岸 6.6k+50m ~ 6.8k



搬入出経路図

